

受動喫煙防止の取組を応援します

～ 職場で働く方々を受動喫煙から守るための支援 ～

健康への悪影響が明らかになっている受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）から、働く方々の健康を守ることが事業者にも強く求められています。厚生労働省では、事業者の受動喫煙防止の取組を以下の事業により応援します。

1 受動喫煙防止対策に関する相談窓口

喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施しています。また、ご要望に応じ実地指導も行います。

- 費用 : **無料**（電話相談、実地指導どちらも）
- 相談ダイヤル : **050-3537-0777**（事業実施機関：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）

具体的な対策の仕方が分からないという相談から受け付けていますので、どうぞお気軽にご利用ください。

2 たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

効果的な受動喫煙対策のためには、職場の空気環境を確認することが必要です。そこで、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）を貸し出します。

- 貸出費用 : **無料**（往復の送料のみ自己負担）
- 申込受付ダイヤル : **03-5625-4296**（事業実施機関：柴田科学株式会社）

貸出機器の使い方の問合せも受け付けています。どうぞご利用ください。



3 受動喫煙防止対策助成金（業種の限定があります）

- 対象事業主 : 旅館業、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主の方
- 助成対象 : 喫煙室の設置 や 喫煙エリアの換気改善のための費用
- 助成率、助成額 : 受動喫煙防止対策のための費用の1/4（上限200万円）
- お問い合わせ先 : **各都道府県労働局健康主務課**



※ **喫煙室の設置以外の受動喫煙防止措置への助成は平成24年度限りとなります。（喫煙室の設置に関する助成は今後も継続する予定です。）**
喫煙室の設置以外（粉じん濃度又は換気量の要件を満たすための工事）に関する助成を受けることをお考えの事業主の方におかれましては
原則として、工事計画の申請を2月28日までに、また、工事後の支給申請を3月25日までに行っていただく必要がありますので、お早めの申請をお願いいたします。



厚生労働省・都道府県労働局

詳細については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>）も参照願います。